

今夜7時から
西成市民会館3階
毎週金曜日

みんなでつくり
みんなの会館
三人よれば何とかなる知恵

夜間学校ニュース

西成区教之第屋ヌ-5-23
解放会館3階 金日第半議団会付
連 結 先 登 崎夜間学校

労働者派遣事

業法案とは？

昔聞も一段落し春ももうそこまでの感ですが、夜間学校もそろそろ元にもどって活動再開です。このところ新聞で「人材派遣業」という言葉をよく見かけます。その法制化も間近かとか、「人夫出し」の関わり、金との関りも金くさいとは言えないようですが、その意図・背景は……「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」という長たらしい名前がこの労働者派遣事業法の正式名称。

コンビニエンスストア関係の労働者や事務処理（秘書・通訳・速記等）労働者の多くが最近雇用されている企業から他の企業に派遣されていること、そしてこのような派遣

遣を業として営む企業が増えてきたこと等を理由に昭和五十三三年ころから立法化のための検討が続けられてきた。そして昨年の十一月には中央職業安定審議会（労働者派遣事業等小委員会）から「労働者派遣事業員会から「労働者派遣事業

その意図するもの

今までいけば「日陰げの身」であった派遣業を労働力供給システムのひとつとして法的に認知し、派遣労働者の労働条件を向上させるのが公式、長向きの理由です。その際に注目すべきことがあります。それは派遣業は法四四条との関りです。四四条では明確に労働供給事業は禁止されています。

問題についての立法化の構想が出され、今年の二月には労働省が「労働者派遣事業法案」へ仮称）を作成して中職審に諮問しています。一時は二年半近くも作業がストップしたものの現在法制化作業は急ピッチ

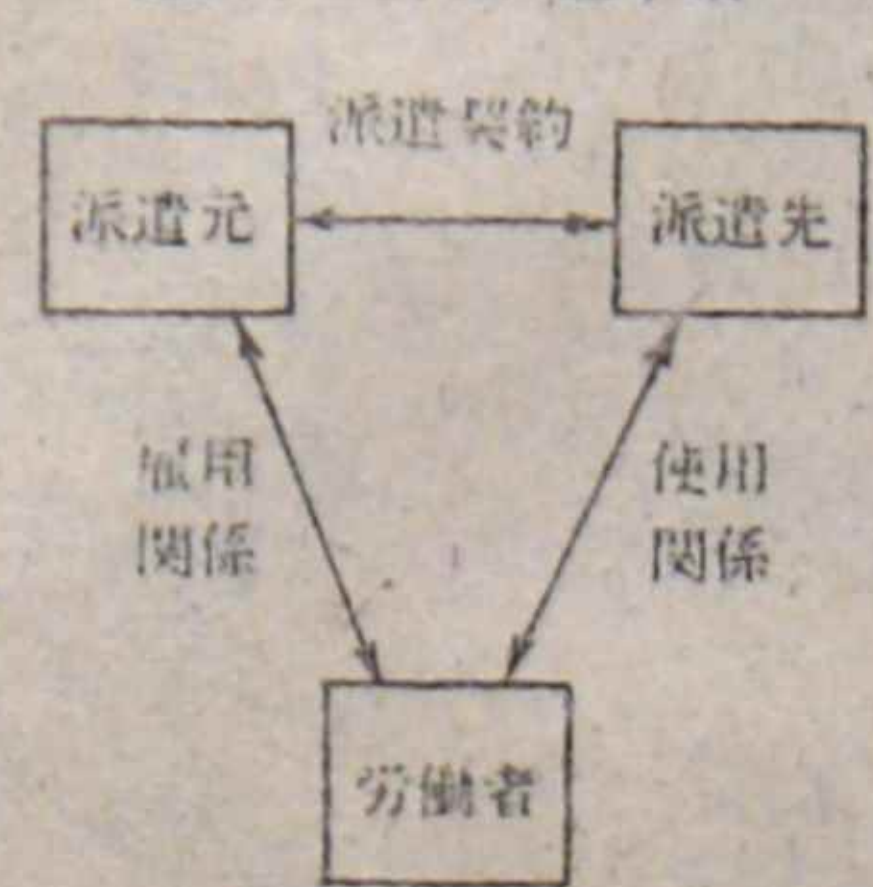
ます。もちろんこの規定が策では有名無実になっていくことは周知の事実ですがそれはともあれ、労働者派遣業が「日陰げの身」としてきつたのもこの四四条との関係からでした。今回の法案では次のようなへ理層で労働者派遣事業は労働供給事業ではないとしています。

職安法の骨抜きと現状追認

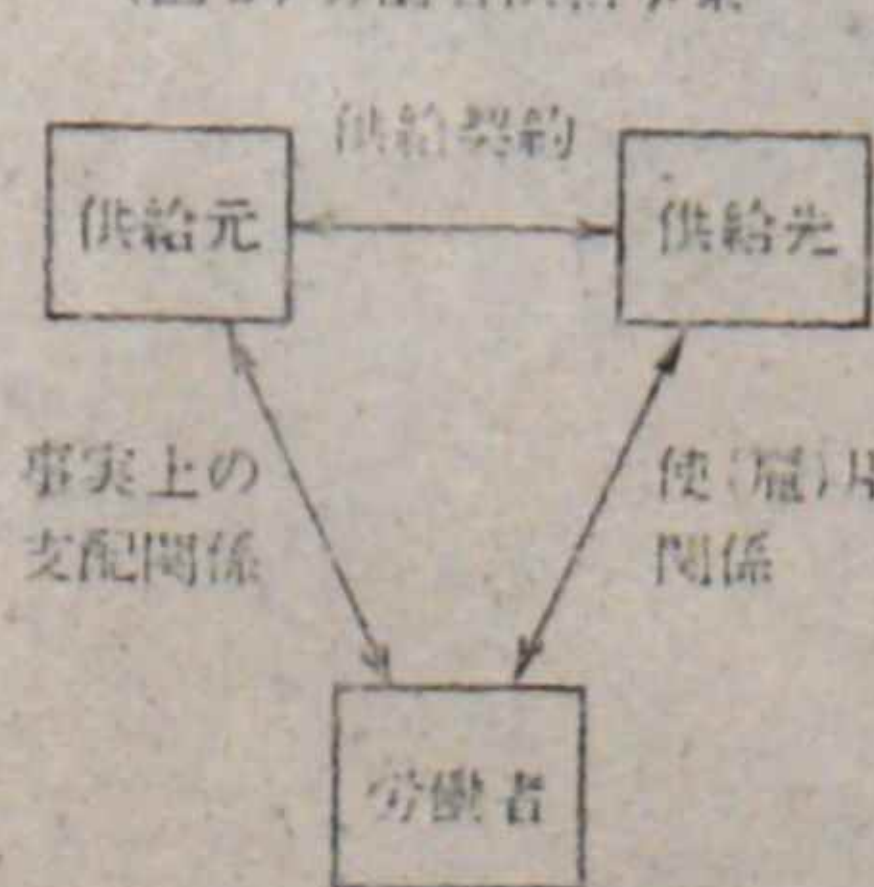
すなわち、「現行法の労働者供給事業のうち、供給元と労働者の間に雇用関係のあるものは労働者派遣事業（図一）となり、供給元と労働者との間に雇用関係がないものは労働者供給事業（図二）となる」というものです。これ、この四四条に何ら触れるおそれなく、労働者派遣業は大手を振ってまかり通ることにあります。「労働者派遣契約に基づき、自己の専ら使用する労働者を派遣し、他人に使用させることを業として行うこと」とは「人夫出し」そのものです。使用関係と雇用関係を別個のものとするることによってどんな不利益が労働者におそいかかってくるでし

は、派遣契約に基づき、自己の専ら使用する労働者を派遣し、他人に使用させることを業として行うこと」とは「人夫出し」そのものです。使用関係と雇用関係を別個のものとするることによってどんな不利益が労働者におそいかかってくるでし

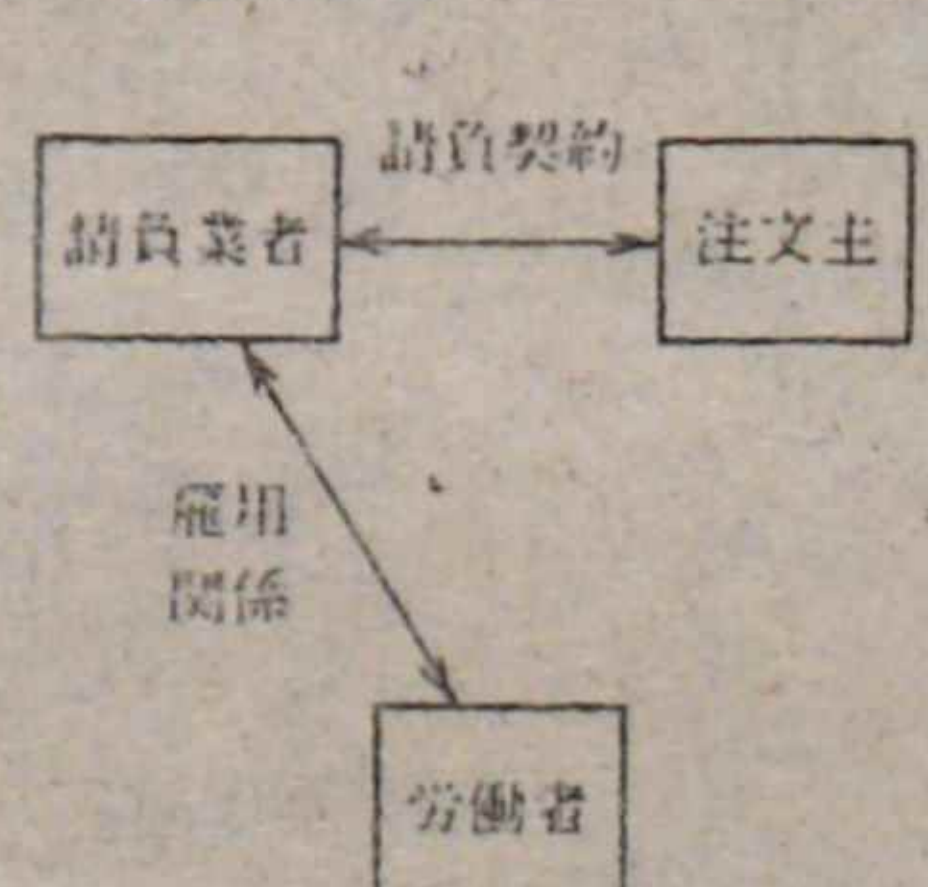
(図1)労働者派遣事業



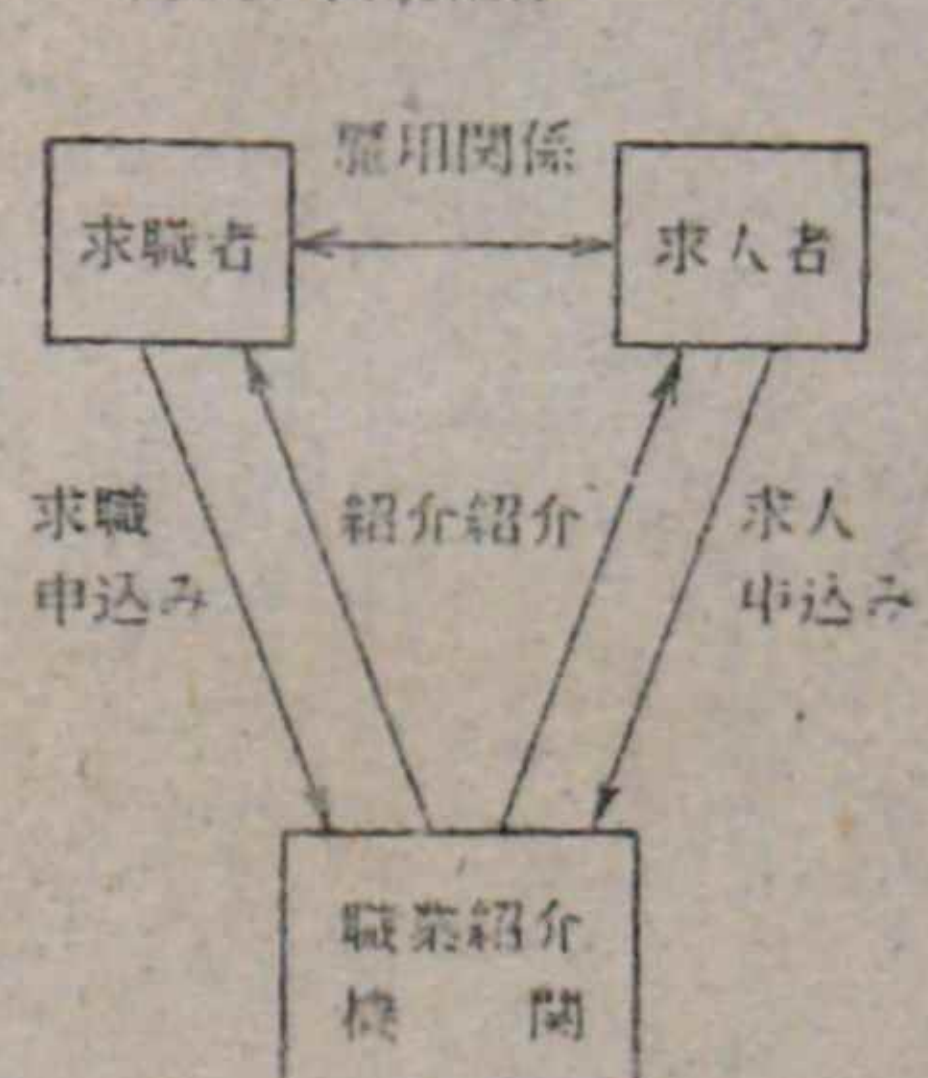
(図2)労働者供給事業



(図3)請負



(参考)職業紹介



ようか、強制労働、賃金不払い、労働もみ消し、中間搾取等、釜の労働者が日常的にこたわっている攻撃です。この法案が国会を通過するという

ことは、職安法四四条を事実的に否定するだけではありません。せん、このような労働者派遣事業の横行を許してきた労働者行政の責任を不問に付すことになります。なぜなら派遣事業が発展してきた背景には現行の職業紹介が十分機能を果たしていない、釜のあいりん職安は全く職業紹介をしていないからです。そしてまた減量経営・合理化の下に外注・下請化の進展がこのような動きの底流にあることも事実です。「必要ならだけコキ使い、不要になればボーイとほり出す」という資本家の思い通りにできる労働者をますます増やそうというのがこの法案のねらいな

のです。今のところこの派遣事業の対象となる業種は一回に限定されていますが、建設労働にについては「建設労働者雇用改善法」があるから対象とはしないことになっています。しかし「雇入れ通知書」がとられただけ発行されているのでしうか、ザル法を放置しその責任をどううとしないだけなく、問題の存在自体を否定することにつながっていきます。

図は先の「構想」に付けられ、たもので「法策要綱」では派遣業者の許可条件の他に派遣契約、派遣元・派遣先の「請負措置」が示されているものの同一派遣場所への派遣期限の制限は見きりません。